

指定管理に関する例規集（抜粋）

○地方自治法【昭和22年法律第67号】

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例【平成17年条例第90号】

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、センターの目的を達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

○清須市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例【平成17年条例第61号】

（業務報告の聴取等）

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書【平成31年3月28日締結】

（業務報告書）

第24条 乙は、乙の管理業務及び経理の実施状況を点検し、次に掲げる事項を記載した業務報告書を3箇月ごとに作成し、甲に対して報告しなければならない。

- (1) 施設利用状況、利用者数、その他事業実績
- (2) 利用料金等の収入実績
- (3) 利用者等からの苦情とその対応状況
- (4) その他必要事項

（甲による業務実施状況の確認）

第25条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。又、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（甲による業務の改善勧告）

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。